

第九回 参議院建設委員会會議錄第三号

昭和二十五年十二月四日(月曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○松江國際文化觀光都市建設法案(衆議院提出)

○委員長(小林英三君) 只今より委員會を開会いたします。本委員會に付託になりました松江國際文化觀光都市建設法案を議題に供します。先ず本法案に対する發議者の御説明を願います。

○衆議院議員(山本利壽君) 今回松江國際文化觀光都市建設法案を提出いたしました。皆様の御審議を頂きますに當り、その提出理由について、いささか申述べさせて頂きたいと存じます。

日本文化の發祥の地として典型的な日本美を有する松江は、自然美と文化資源によつて独自の雰囲気を持し、失われざる日本の美しさを遺憾なく具現しており、幽静な自然の環境と素朴な地方性は、國際國家としての、日本の再出發に當りまして、内外文化人に日本美を再発見せしめるのに十分であります。

先ず松江の位置についてであります。東には出雲富士として有名な國立公園伯耆大山を控え、西には今回毎日新聞選定の百景の一つとなりました三瓶山を持ち、その中間の平野にあるスイスのニューシャタル湖そのままと言われる美しい宍道湖と中の海との連なるところに位置する松平氏十八万六千石の城下町であります。

御承知のごとく出張は天孫降臨以前

第十六部 建設委員會會議錄第三号 昭和二十五年十二月四日

から繁榮した日本文化發祥の地でありまして、現に松江市及びその近郊には、古代文化の遺跡並びに國宝松江城、菅田庵茶室等、その他國宝に指定された貴重なる文化財五十余、重要美術品に指定されたもの十数点、史跡名勝天然記念物に指定を受けた場所は八十ヶ所になん／＼としておりまして、市街を圍繞する観光地は、勝れたる山岳、海岸美を有し、いずれも日本の代表的観光美の象徴であります。又世界的文豪ラフカディオ・ハーンがこの地に住み、ここで日本人の妻をめぐり、代表的名著グリンプセス・オブ・アンファミア・ジャパン即ち知られざる日本の面影という著書においてその流麗なる筆致によつて松江一帯の自然美と人情の美を知らしめたことによりまして、松江市は國際的にその名が知れ渡つております。而も日本に來る國際觀光客は、大抵インテリでありますから、ハーンの遺跡訪問を希望する者が非常に多いのであります。この点から言つても國際觀光都市として發展し得る可能性を持つてゐるのであります。かの世界文化研究に造詣の深いノッソン・グ女史は松江の印象を「松江市は地理的に最も恵まれた位置にあり、ここに一切は美しい風景を造り上げてゐる。丘も森も河も鳥も、又湖水も、宍道湖はスイスのニューシャタル湖を彷彿せしめる」と言い、更に松江は單に風光の美のみならず、日本文化の中心地の一つである。と述べております。又我が國言論界の長老伊藤正徳氏は中央

公論誌上において「日本」と書いた方々から苦情が来るかも知れないが敢てそれらの苦情を正面から引受けて辭しない絶賛を私は松江市郊外萬山に感じたのである。萬山から見た景色は、本當に筆紙に足し得ない。それは日本庭園の真髓を理想的に拡大したものに他ならない。逆に言えば平安朝以後の我が代表庭園はこの萬山の風光を一万分の一に縮寫したものと云つていい。と述べております。現に、あらゆる内外文化人の松江を訪れる者は、その自然美と温和な人情風俗に接して讃嘆せざる者はないのであります。一九五〇年ラフカディオ・ハーン生誕百年の記念すべき年に當りまして、松江市において開催された國際的記念祭を契機として、國際的都市としての輿論は澎湃として高まりつつあり、「ハーンの街」と世界に喧伝されまして、最近松江市を訪問する外国人は日ごとにその数を増しつつあります。かかるが故に最も日本的な都市松江市は國際的交遊の頻度増進により、東洋における國際親善の交歓場として勝れた自然と文化を有してござりまして、國際文化觀光都市として建設することは世界恒久平和の理想達成に貢献し我が國の經濟復興に寄与するゆえんと存する次第であります。今日松江市の有する文化財を保護し、未発見のものを発見研究して社會に送り、観光設備を整えて外客を誘致し經濟的にも日本繁榮の一助となるために國家の援助を必要とし、法律の力を待たねばなりません。日本國家

が法律を以てこの運動を助けるとなれば外人の協力もますます盛んとなり、外國における募金も容易となる次第であります。このことは外人のサジェスチョンによるものであり、今回法案提出についての司令部のOKも曾てなき迅速ぶりでありました。願わくば委員諸氏の良識によりまして、慎重御審議の結果可決して頂きますやうお願い申上げる次第であります。これを以て本法案の提出理由の説明を終ります。

○委員長(小林英三君) 速記を止めて下さい。

午後一時四十分速記中止

午後二時五十四分速記開始

○委員長(小林英三君) それでは速記を始め下さい。

○小川久義君 松江國際文化觀光都市建設法案に對しましては懇談中質疑も尽きたように思いますので、討論を省略して直ちに採決をして頂きたいという動議を提出いたします。

○委員長(小林英三君) 只今小川委員からいたしました、質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決に入る動議が出ましたが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小林英三君) それでは松江國際文化觀光都市建設法案、この原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○委員長(小林英三君) 全員であります。よつて本案は可決決定いたしました。

○衆議院議員(山本利壽君) 本日は非

常に熱心な御討論を頂きまして、本案の提出者といつたしましても感激に堪えません。殊に結論におきまして満場一致、委員會において可決して頂きましたことに對しまして厚くお礼を申し上げます。今後とも松江育成のために御協力頂きますようをお願いいたします。

○委員長(小林英三君) 尙本會議におきます委員長の口頭報告の内容は、本院規則第一百四條によりまして予め多數意見者の承認を経なければならぬことに相成つておりますから、これは委員長におきまして本案の内容、委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することといたしまして、御承認を願うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多數意見者の署名を附することに相成つておりますから、本案を可とされた方々は順次御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

東 隆	田中 一
江田 三郎	岩崎正三郎
石川 榮一	深水 六郎
田方 進	島津 忠彦
徳川 宗敬	小川 久義

○委員長(小林英三君) 御署名漏れはございませんか。なしと認めます。

速記を止めて下さい。

午後二時五十八分速記中止

午後四時十分速記開始

○委員長(小林英三君) 速記を始めて下さい。では質疑も尽きたようですから、本日はこの程度にして散会いたします。

午後四時十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君
理事 岩崎正三郎君
赤木 正雄君
小川 久義君
委員 石川 榮一君
島津 忠彦君
深水 六郎君
江田 三郎君
田中 一君
徳川 宗敬君
田方 進君
東 隆君
山本 利壽君

衆議院議員

十一月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、松江国際文化観光都市建設法案
(衆)

松江国際文化観光都市建設法案
松江国際文化観光都市建設法

(目的)

第一条 この法律は、松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)の文筆等を通じて世界的に著名であることに堪がみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化

観光施設の整備によつて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第二条 松江国際文化観光都市を建設する都市計画(以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一条に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

2 松江国際文化観光都市を建設する事業(以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。)は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第三条 松江国際文化観光都市建設事業は、松江市の市長が執行する。

2 松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

(事業の援助)

第四条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、松江国際文化観光都市建設事業が第一条の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第五条 国は、松江国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要

があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができ。

(報告)

第六条 松江国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松江国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七条 松江国際文化観光都市建設計画及び松江国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の松江都市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、松江市の住民の投票に付するものとする。

十二月二日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は十一月三十日)

一、松江国際文化観光都市建設法案
(衆)